

2017年度 事業計画

(2017. 4. 1 ~ 2018. 3. 31)

一般財団法人 少林寺拳法連盟

目 次

I 総論

1. 5ヶ年総括（2011年～2015年）
2. 5ヶ年計画概要（2016年～2020年）
3. 総論
4. 2017年度重点課題
5. 重点課題ポイント

II 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

- 【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【2】学生少林寺拳法連盟委員長研修会
- 【3】中学・高校少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【4】中学校保健体育における武道必修化

2. 指導者の養成

- 【1】部長・監督資格認定研修会
- 【2】部長資格仮認定研修会（学生対象）
- 【3】学生指導研修会
- 【4】全国指導者研修会
- 【5】学校少林寺拳法実技指導者講習会

3. 昇格考試の実施

- 【1】本部並びに各地区昇格考試

4. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣に関する事業

- 【1】少林寺拳法全日本学生大会
- 【2】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会
- 【3】全国高等学校少林寺拳法大会
- 【4】全国高等学校少林寺拳法選抜大会
- 【5】全国中学生少林寺拳法大会
- 【6】全自衛隊少林寺拳法大会
- 【7】各種大会
- 【8】各地区学生少林寺拳法連盟合宿
- 【9】運用法研修会

5. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

- 【1】理事長研修会

6. 少林寺拳法の技術指導・学科指導に関する調査・研究

7. 少林寺拳法に関する機関紙及び図書等の発行

- 【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく
- 【2】出版その他

8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

- 【1】関係諸団体との連携
- 【2】地域社会での協力

9. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

- 【1】鏡開き・稽古始め
- 【2】宗道臣デー（月間）
- 【3】本部修練
- 【4】危機管理システムの充実
- 【5】日中及び国際交流事業
- 【6】「遺す事業」及び「足場を固める事業」
- 【7】理事会
- 【8】評議員会
- 【9】都道府県連盟・各連盟理事長会議
- 【10】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業
- 【11】事業課活動の拡充

1. 5ヶ年総括（2011年～2015年）

2011年、「一般財団法人少林寺拳法連盟」が発足、日本国民の公益に期す目的を健全に遂行する為グループ組織機構改革を実施した。また、全日本学生大会にて立合評価法が競技種目とした。

2012年、中学校保健体育の授業にて武道必修化として採択された。

2013年より、日本武道館との共催より、全国少林寺拳法指導者研修会を開催した。また、大阪で開催された世界大会に審判団やスタッフ派遣等の支援を行った。

2014年、全国高等学校総合体育大会にて正式種目として実施され、各都道府県のマスコミで多数少林寺拳法が取り上げられた。

2015年、健康増進を主体に考える人々に着目し、健康プログラムの普及を推進した。2013年度からのクラブ設立数は27。年度末現在21クラブが稼働し、会員は171名と年々増加傾向にある。

なお、高齢者用のプログラム強化の必要性がありUNITYへ協力要請を行っている。

中学武道必修化事業は、各県2校の推進を目指しており、全国30学校の普及となった。

一方、学校部活動・武道・スポーツ界における体罰・暴力・ハラスメント問題が社会問題となっており、当連盟も諸行事を通じて啓発活動を継続してきたが、各種問題はあとを絶たない。

2015年度末時点で、武道愛好者減少傾向にある中、個人・団体会員の増加を目指した結果、団体会員数、並びにA・B会員数は微増した。しかし、C会員的大幅な減少により、当連盟会員数は2010年度末対比37,172名減少と言う結果となった。

財政面では、会員数減少により、2010年度と比較して1億円以上の収入減が生じ、2013年からは3年連続赤字となり、約2億6,000円の資産を取り崩す状態となった。

当連盟は、行政・教育・体育・武道等との関係が多数あるため、組織運営に役立つ情報収集・専門研究を実施し、社会変化に呼応しながら、組織を再生する必要性に迫られている。

【会員数の推移】

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
A・B会員数	18,612	19,949	19,677	19,286	19,271	19,419
C 会員数	58,773	20,722	27,176	25,318	21,798	20,794
トータル数	77,385	40,671	46,853	44,604	41,069	40,213

2. 5ヶ年計画概要（2016年～2020年）

少林寺拳法の思想と技法を正しく継承・普及する為に、2019年度の収支黒字化を目指しながら、着実な振興普及に繋がる組織基盤の再生を行い、公益活動を果たすとともに、少林寺拳法グループが世界一流の幸福運動団体となれる環境づくりに寄与する。2020年度の会員目標は50,000名。

2016年度 連盟本部と各連盟の収支決算分析、各種行事の視察、支部長・監督のヒアリング等により、固定費・変動費のロスコスト削減箇所の発見と、組織再生計画の検討、並びに、指導者の指導能力向上の為の研修プログラムの開発等の研究。

- 2017年度 ロスコスト削減実施にて赤字体質脱却を目指す。会員の継続率向上プログラムを各種研修会・講習会・合宿、会報新企画で導入し、指導者・幹部の指導能力向上を図る。併せて、負の広報を削減できるよう対策を講じる。
会員創造に向けた団体会員制度・指導者資格制度を見直すとともに、広報戦略の見直しをもって、少林寺拳法グループ全体の枠組みの再生にも寄与する。
- 2018年度 固定費・変動費のコスト削減による収支黒字化を目指すと共に、会員創造に向けた新たな団体会員制度・指導者資格制度を軌道に乗せ、個人会員5万名体制を構築する。また少林寺拳法グループ全体の枠組みの再生に貢献する。
- 2019年度 創始80周年に向けた事業費や、危機管理対策費等の積み立てに着手できる環境を整え、会員の満足度向上のための価値ある教育システムや教材製作や各種事業展開を図る。
グループ各団体が協同し、地域行政や他団体とコラボして、社会活動展開をリードする立場を築き上げ、70th「架け橋」事業を終える。
- 2020年度 5ヶ年計画を補完すると共に総括を行い、一流の幸福運動団体となるべく、次期5ヶ年計画を草案し、創始80周年事業計画に着手する。
連盟会員5万名を達成する。

3. 総論

当連盟は、40周年記念事業（以下〇〇th 事業と言う）にて“理念と行動の再確認”した。

50thにて“遺す事業、足場固め事業、祝う事業”を展開。

60thにて 初心に帰り、組織目的を達成するために、法令順守、超少子高齢化等急速な社会変化に即応すべく組織改革・制度変更に着手した。

70thにて 同志会員を創造できる組織基盤の再生と、指導者のモチベーションアップを図り、“後世へ”、“地域社会へ”と幸福運動の架け橋をかけてゆく。

武道・格闘ブームが過ぎた今、毎回の修練や各種行事を事故なく、時間通りにこなすことのみで、会員確保、部費安定、そして運動体として社会に存在価値をアピールする事は出来ない。

そこで、会員を創造できる新たな制度・環境を整え、指導者の動機づけをより確実なものにすべく普及活動について見直しを行いたい。

4. 重点課題とポイント

【1】財政改善

- (1) 各種大会や各連盟への助成金制度や委員会開催基準の改善
- (2) 会報製作費、編集・寄贈関連等見直し
- (3) 研修会、講習会、合宿の収支改善
- (4) 新規職員採用は、2-3名自然減で1名採用を最低限の原則とする。
- (5) WSKOへ、会費の見直し要請
- (6) 事業課の再構築と増収の基盤づくり
- (7) 寄付・広告・賛助会員の推進
- (8) その他の経費削減、増収

※50th事業の終結 ⇒ 最終決算報告を行い、残金は連盟本部の一般会計にて管理。
残金はグループに寄与するものとし、使途は毎年公開してゆく。

【2】組織基盤再生（会員創造目標：2020年 50,000名）

- (1) 組織再生：会員創造の為の組織再生ができる魅力的な環境整備の検討
- (2) 指導者資格制度等の再生（若手指導者の育成）
- (3) 支部長と地方行事の負担軽減、規制緩和、権限委任、動機づけ向上の施策
- (4) 個人会員制度、修練制度の再生
- (5) 会費制度の見直し、システムの改善要請
- (6) 昇格システムの見直し
- (7) 特徴ある支部展開（各県警、各県教員、各県公務員、大学OB会支部等）

【3】会員の継続、復帰率向上、新規会員の獲得

- (1) 会員、保護者の満足度向上
- (2) 支部長や指導者層の指導能力の向上
- (3) 支部・クラブに対する後方支援力向上
- (4) 会報、Webサイト他広報にて、少林寺拳法のイメージ再生
 - ①高校生、大学生の元気アピール、インターハイ&学生活動のPR
 - ②運用法（立合評価法）PRと審判員の養成推進
 - ③女性護身術プログラム整理とPRとデモ推進
 - ④健康プログラムPRとデモ推進、クラブリーダー資格認定研修会の改善
 - ⑤中学校武道必修化PRと授業採択の推進
 - ⑥宗道臣デーの再生とPR
- (5) 連盟の教育システム内容の改善（魅力ある指導者養成）
 - ①連盟本部職員の人材育成（人間力と専門性の向上）
 - ②高段者の積極的活用
 - ③魅力ある指導者や幹部になる、指導技術向上の為のプログラム
 - ④指導者用の指導テキスト、教材づくり
 - ⑤学連委員長研修会、大学生合宿、中高生合宿の刷新

（６）広報・渉外戦略の刷新

①ネットによる広報を改善

- ・主要行事を、連盟の Web サイト、フェイスブック、インスタグラムで、年齢、部内外を考慮しタイムリーに PR。行事前、当日、後日と、毎月、何度も、情報発信を行う。

②会報による広報を改善

- ・連盟会員が知りたい、連盟本部が伝えたい情報を、会報 8 ページ増し、年 4 回発刊。
- ・行事は、参加者の声を中心に掲載し、受講者や参加者増加を目的とする。
- ・特集は、連盟本部（委員会や各連盟）の検討・計画事項、会員が知りたい事等を掲載。
- ・小中学生拳士が参加できるコーナーを企画する。
- ・動くページを活用、Web サイト&SNS へのアクセス数増加を推進する。

③その他広報

- ・OB会、財界関係との連携強化。
- ・新入会者用、連盟紹介用、会員募集用のリーフレット・チラシ等を内製化体制等。

（７）委員会・委員の設置と諮問内容の見直し

- ・各委員会、指導委員、学連担当委員等へ、次年度方針に基づく諮問を行い、成果をあげるための支援を行う。

【４】大会の効果・効率性の向上

「拳士が主役、広報活動に寄与、支部とグループが団結、地域広報もできる」大会への見直しと経費と労力の削減等（全国大会の企画改善ができるようパッケージを作成する。）
全国大会、全国中学生大会、全国高校選抜大会の模範企画を作成し、都道府県大会の見直しに繋げる。

【５】効率性の向上（制度・事業・業務）のための分析と再構築

形骸化している制度・事業・業務を廃止、改善、再生する。

【６】危機管理

- ・危機管理の棚卸と、組織目的に支障をきたす課題の解決
- ・信頼の醸成と成果の作れる人材育成の促進

【７】少林寺拳法創始 70th 事業

- ・幸福運動のさらなる充実のため、OB、OG へ、後世へ、社会へ様々な架け橋をかけてゆく。
- ・世界大会 in カリフォルニアへの協力
- ・ブルースカイキャンパス in 多度津の実施

Ⅱ 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿

- | | | | | | | | |
|---|-----|----|-----|-------|----------|---|----------|
| 1 | 期 日 | 夏季 | A週 | 2017年 | 8月30日(水) | ～ | 9月2日(土) |
| | | | 北海道 | 〃 | 9月8日(金) | ～ | 9月10日(日) |
| | | 春季 | A週 | 2018年 | 2月21日(水) | ～ | 2月24日(土) |
| | | | B週 | 〃 | 2月28日(水) | ～ | 3月3日(土) |
| | | | C週 | 〃 | 3月6日(火) | ～ | 3月9日(金) |
| | | | D週 | 〃 | 3月13日(火) | ～ | 3月16日(金) |
- 2 目 的 少林寺拳法の目的や在り方に対する理解を深め、各種技能の向上を図る。
- 3 方 針
- ・学生の特性と社会から学生世代に求められているニーズを加味し、企画する。
 - ・企画に際してのリサーチを十分に行う。
 - ・参加者が価値(効果)を実感していくことを重視する。
 - ・(支)部長資格仮認定研修対象の合宿とする。
- 4 対 象 大学少林寺拳法部所属の個人会員及び少林寺拳法連盟所属の個人会員
- 5 内 容
- (1) 会長講話
 - (2) 技術練習
 - (3) 実習
 - (4) 学科学習
 - (5) 各種講義
 - (6) 鎮魂行
 - (7) 作務
 - (8) トレーニング
 - (9) 運用法練習(立合評価法)
 - (10) その他(部長資格仮認定研修講義等)

【2】学生少林寺拳法連盟委員長研修会

- 1 期 日 2017年12月20日(水) ～ 12月22日(金)
- 2 目 的 学生連盟役員としての自覚を深めると共に、学生連盟運営の方針、大学少林寺拳法部の普及拡大等を検討する。
- 3 対 象 各地区学生連盟常任委員
- 4 内 容
- (1) 会長講話
 - (2) 各種講義
 - ・少林寺拳法の組織について
 - ・会員規程について
 - ・知的財産について
 - ・会計処理について
 - ・本部審判委員会より
 - ・その他
 - (3) 作業
 - ・当年度事業報告書作成、次年度行事計画書作成、次年度役員人事案作成
 - (4) 各地区会計監査
 - (5) 全日本学生連盟会議
 - (6) その他

【3】中学・高校少林寺拳法部連盟本部合宿

- 1 期 日 2017年 8月23日(水) ～ 8月25日(金)
- 2 目 的 少林寺拳法の目的や在り方に対する理解を深め、技術の向上を図る。
技術修練を通じて少林寺拳法の楽しさを再確認してもらう。また、仲間とともに学ぶ楽しさを実感することで、他者との人間関係構築の方法も学ぶ。
- 3 対 象 中学・高校少林寺拳法部所属の中学生・高校生会員及び少林寺拳法連盟所属の中学生・高校生会員
- 4 内 容 (1) 会長講話
(2) 各種講義
(3) 技術練習
(4) 鎮魂行
(5) 作務
(6) 補強運動
(7) その他

【4】中学校保健体育における武道必修化

- 1 「少林寺拳法指導の手引き 二訂版」及び「日武協40th指導書(書籍、DVD)」を活用し、授業で内容充実を図る。
(1) 少林寺拳法未経験教諭が授業において必要な技能等を確認できる資料として、授業採択に向けた環境づくりに活用する。
- 2 授業での実施に向けた指導員を養成する。
(1) 実技指導者講習会等を開催し、少林寺拳法未経験教諭の授業実施へ向け充実を図る。
(2) 学校教員を対象とした講習会を開催する。
- 3 各都道府県での実施校増加に向けた取り組み
実施校を1都道府県当たり2校以上とすることを目標に、各都道府県に推進委員を設置し、必修化採択へ向けた促進及び進捗確認を図り、支援を行う。
(1) 担当都道府県内各実施校や教育委員会、都道府県連盟、連盟本部との連携を行う。
(2) 必修化に関連する地域での実情把握を行う。
(3) 指導可能な指導者に関する把握を行う。
- 4 その他、必修化にかかわる各種諸問題の解決。

2. 指導者の養成

【1】部長・監督資格認定研修会

- 1 期 日 2017年 6月10日(土) ～ 6月11日(日) 東京
" 7月15日(土) ～ 7月16日(日) 連盟本部
" 9月30日(土) ～ 10月 1日(日) 東京
" 12月 2日(土) ～ 12月 3日(日) 連盟本部
- 2 目 的 部長・監督の使命と課題を明確にし、一般財団法人少林寺拳法連盟の支部・少林寺拳法部運営に必要な知識及び少林寺拳法の指導法を修得する。
- 3 対 象 支部・少林寺拳法部の設立・交代希望者
- 4 内 容 (1) 会長講話
(2) 指導者の心構え、姿勢の確認

- (3) 部長・監督になるための必要条件の確認
- (4) 技術の研修
- (5) 技術指導法の研修
- (6) 振興普及及び安全管理の研修
- (7) 少林寺拳法部運営上の諸手続と具体的方法の研修
- (8) 面接審査
- (9) 技術審査
- (10) 各種規則・規程及び制度

【2】部長資格仮認定研修会（学生対象）

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 原則、大学少林寺拳法部連盟本部合宿期間中に希望者を対象として実施する。 |
| 2 | 目 的 | 部長・監督としての心得と、一般財団法人少林寺拳法連盟の支部・少林寺拳法部運営に必要な知識及び少林寺拳法の指導法を修得する。 |
| 3 | 対 象 | 大学・短大少林寺拳法部（大学扱いの高専も含む）の部員
（大学2年生以上かつ初段以上の現役会員であること） |
| 4 | 内 容 | 上記、大学少林寺拳法部連盟本部合宿の内容に加えて、部長・監督資格認定研修会の内容に準じる講義を実施。 |
| 5 | 備 考 | <p>（1）面接審査、技術審査については実際に支部・少林寺拳法部を設立・交代を希望する際に、連盟本部または都道府県連盟に委託の上実施する。また、場合により、審査の際に技術修練補講も実施する。</p> <p>（2）本研修会を受講し、得られる部長資格（仮認定）の有効期間は原則卒業後5ヶ年。</p> |

【3】学生指導研修会

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 2017年 7月 2日（日） 東京
2018年 2月11日（日） 連盟本部 |
| 2 | 目 的 | 指導者としての自覚を深め、資質を高める。
大学少林寺拳法部連盟本部合宿等での指導方針の周知。
学生の現状把握と指導力の向上を図る。
中学生、高校生に対する指導力の向上を図る。 |
| 3 | 対 象 | 本部審判員
学生指導員
大学少林寺拳法部の監督、コーチ
中学、高校少林寺拳法部の部長・監督
大学少林寺拳法部の学生指導に関わっている拳士（学生OB等）
都道府県連盟内で中学生、高校生、大学生指導の役職に就く拳士（学生担当、学連担当等）
その他（相談に応じる） |
| 4 | 内 容 | <p>（1）会長講話</p> <p>（2）講義（指導者の使命とあり方、課題、会員増加、継続率向上、危機管理）</p> <p>（3）技術練習（考試・審判・指導技術の向上等含む）</p> <p>（4）剛法、柔法運用法修練</p> |

【4】全国指導者研修会

- 1 期 日 2017年 9月16日(土) ～ 9月18日(月・祝)
- 2 場 所 千葉県勝浦市(日本武道館研修センター)
- 3 目 的 日本全国で少林寺拳法を指導する中学、高等学校の教員、及び社会体育指導員を対象に我が国の伝統と文化に立脚した「少林寺拳法」理論と実技の研修会を実施し、専門的な知識・技術・指導法の充実に図り、もって全国的な少林寺拳法指導者の養成と資質向上に資する。
- 4 主 催 公益財団法人日本武道館・一般財団法人少林寺拳法連盟(東京センター、振興普及部)
- 5 対 象
 - ・ 中学校もしくは高等学校の保健体育科教員。又は学校少林寺拳法部で指導する指導員(部外者可)
 - ・ 少林寺拳法連盟の所属長・監督(2017年度内までに部長監督資格認定研修会を受講する予定を含む)
 - ・ 都道府県連盟内で大学、高校又は中学生の(指導)担当役職者。又は同連盟内で大学、高校又は中学生に対して技術・学科の直接的指導を担う者
- 6 内 容
 - (1) 講義(指導者の使命とあり方、課題、会員増加、継続率向上、危機管理)
 - (2) 技術練習(考試・審判・指導技術の向上等含む)
 - (3) その他

【5】学校少林寺拳法実技指導者講習会

- 1 期 日 2017年 8月23日(水) ～ 8月25日(金)
- 2 目 的 心身ともに発達途上にある中学生及び高校生を指導する指導者の資質向上と平成24年度より実施された中学校保健体育における武道必修化へ向けて、指導者養成のための講義及び実技指導等を行う。
- 3 対 象 中学校及び高等学校の教員
学校における少林寺拳法の指導者ならびにそれを目指すもの(外部指導者を含む)
教員志望の大学生
各連盟の武道必修化担当理事及び武道必修化担当、学校授業指導登録者
- 4 内 容
 - (1) 講義(指導者の使命とあり方、課題、会員増加、継続率向上、危機管理)
 - (2) 技術練習(考試・審判・指導技術の向上等含む)
 - (3) その他

3. 昇格考試の実施

【1】本部並びに各地区昇格考試

本部及び各地方において随時昇級、昇段考試を実施する。

4. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催

並びに指導員の派遣に関する事業

【1】少林寺拳法全日本学生大会

- 1 期 日 2017年11月26日(日)
- 2 場 所 東京都(日本武道館)
- 3 目 的 学生会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し、共に学びあう。

- | | | |
|---|-----|-----------------|
| 4 | 主 催 | 全日本学生少林寺拳法連盟 |
| 5 | 対 象 | 大学少林寺拳法部所属の学生会員 |

【2】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2017年 8月 5日（土）9：50開会（予定） |
| 2 | 場 所 | 東京都（日本武道館） |
| 3 | 目 的 | 少年少女会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し、共に学びあう。
少林寺拳法修練の成果を測る大会を通じて、共に上達することを喜びとしながら、
相手と楽しみ、相手と共に輝く存在となれるようにする。 |
| 4 | 主 催 | 公益財団法人日本武道館、一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 5 | 後 援 | スポーツ庁、日本武道協議会 他 |
| 6 | 対 象 | 全国の小学生・中学生会員 |

【3】全国高等学校少林寺拳法大会（兼 平成29年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会）

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 2017年 8月 4日（金）～ 8月 7日（月） |
| 2 | 場 所 | 宮城県塩釜市（塩釜ガス体育館） |
| 3 | 目 的 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生）が、日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟 |
| 5 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生） |

【4】全国高等学校少林寺拳法選抜大会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2018年 3月24日（土）～ 3月26日（月） |
| 2 | 場 所 | 坂出市立体育館 |
| 3 | 目 的 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生）が、日頃の修練の成果を弁論、
演武にて発表し、共に学びあう。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部 |
| 5 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生） |

【5】全国中学生少林寺拳法大会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2017年 8月18日（金）～ 8月20日（日） |
| 2 | 場 所 | 石川県金沢市（いしかわ総合スポーツセンター） |
| 3 | 目 的 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（中学生）が、一同に会し、日頃の修練
の成果を発表すると共に、技術講習を通して、互いの親睦交流と、技術の向上
を図り、共に学びあう。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国中学校少林寺拳法連盟 |
| 5 | 主 管 | 石川県中学校少林寺拳法連盟 |
| 6 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（中学生） |

【6】全自衛隊少林寺拳法大会

- | | | |
|---|-----|-------------------------------------|
| 1 | 期 日 | 2018年 2月（予定） |
| 2 | 場 所 | 防衛大学校 |
| 3 | 目 的 | 自衛隊少林寺拳法部所属の会員が日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。 |

- | | | |
|---|-----|----------------|
| 4 | 主 催 | 全自衛隊少林寺拳法連盟 |
| 5 | 対 象 | 自衛隊少林寺拳法部所属の会員 |

【7】各種大会

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 1 | 期 日 | 2017年 4月 ～ 2018年 3月 |
|---|-----|---------------------|
- 各地区連盟、学生連盟大会等を開催する。

【8】各地区学生少林寺拳法連盟合宿

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2017年 4月 ～ 2018年 3月 |
| 2 | 目 的 | 各地区学生連盟の主催による合宿において、少林寺拳法の目的や在り方に対する理解を深め、各種技能の向上を図ると共に学生連盟内の結束の強化を図る。 |
| 3 | 対 象 | 各地区の大学少林寺拳法部所属の学生会員 |
| 4 | 内 容 | (1) 指導員による講話
(2) 技術練習
(3) その他 |

【9】運用法研修会

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 検討中 |
| 2 | 目 的 | 安全で楽しく運用法を上達するため、技術上達のみならず、運用法修練と思想の繋がりも併せて指導を行う。 |

5. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

【1】理事長研修会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2017年 4月22日(土) |
| 2 | 目 的 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の下部組織である都道府県連盟・各連盟の理事長としての使命と役割を理解し、連盟本部との関係強化を図り、組織として統一のとれた活動ができるようにする。
法人組織の機構改革について理解と協力を促す。 |
| 3 | 対 象 | 都道府県連盟・各連盟理事長 |
| 4 | 内 容 | (1) 会長講話
(2) 都道府県連盟・各連盟理事長としての使命と役割について
(3) 一般財団法人少林寺拳法連盟の下部組織として都道府県連盟・各連盟の運営の在り方について
(4) 組織機構改革について |

6. 少林寺拳法の技術指導・学科指導に関する調査・研究

技術解析・研究を推進し、特に指導者の技術力、技術、学科の指導力の向上を目指す。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 教材・指導書・技術DVD・思想編CD等の企画・制作 |
| 2 | 新型防具の開発および現行防具の改良 |
| 3 | 立合評価法競技の研究、審判員の育成、普及活動 |
| 4 | 立合評価法・運用法の修練法、指導法に関する資料・DVDの企画・製作 |

7. 少林寺拳法に関する機関紙及び図書等の発行

【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく

少林寺拳法創始70周年を記念しての広報活動推進を積極的に図り、関係団体の拡張及び協力体制の強化に努める。

- 1 各種イベントへの参加。
- 2 当法人の活動行事等に対して、マスコミ取材への協力及び有効活用を図る。
- 3 普及活動に繋がる見学・表敬訪問・研修等各種団体の受入れ。
- 4 賛助会員の拡大を図る。

【2】出版その他

一般財団法人少林寺拳法連盟から発せられる情報をいち早く会員に知らせ、少林寺拳法に対する正しい理解と普及を図るために次の活動を行う。

- 1 『会報少林寺拳法』の刊行
- 2 一般財団法人少林寺拳法連盟ホームページの運営
- 3 連続写真で極める少林寺拳法（ベースボール・マガジン社発行）を出版

8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

【1】関係諸団体との連携

公益財団法人日本武道館、日本武道協議会、日本武道学会、ボーイスカウト育成会、少林寺拳法振興議員連盟、公益財団法人日本体育協会等との協力体制を維持し、さらに相互理解を深めていく。また、国際交流基金の国際交流基金賞の推薦を行い、功労指導者を慰労する一助とする。

【2】地域社会での協力

各地域において関係諸団体との協力連携を図る。宗道臣デーや各種行事を通じて積極的な交流促進を図る。

9. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

【1】鏡開き・稽古始め

- | | | |
|---|-----|---------------------------------|
| 1 | 期 日 | 2018年 1月14日（日） |
| 2 | 目 的 | 新年度の活動方針を確認し、新年を祝い、会員相互の親睦を深める。 |
| 3 | 対 象 | 本部委員、部長、監督、会員、来賓 |
| 4 | 内 容 | 式典、稽古始め、演武披露、新春懇親会、その他催し物 |

【2】宗道臣デー（月間）

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 間 | 2017年 5月 |
| 2 | 内 容 | 少林寺拳法の理念を、実践を通じて学び取ることを目的として、地域の状況に応じた社会奉仕活動を、全国的に展開する。
具体的活動内容は、支部・少林寺拳法部・県連等の活動団体単位で検討する。 |

【3】本部修練

- | | |
|-------|----------------|
| 1 期 日 | 2017年 4月23日(日) |
| | 〃 7月23日(日) |
| | 〃 8月27日(日) |
| | 〃 9月24日(日) |
| | 〃 11月19日(日) |
| | 2018年 3月18日(日) |
- 2 目 的 参加者が一般財団法人少林寺拳法連盟本部の雰囲気に触れることで、日々の修練意欲を高揚させる。
- 3 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の会員

【4】危機管理システムの充実

当法人の諸活動の阻害要因となるトラブル等を未然に防止し、また発生した危機に対して、最小限の被害で抑えられるような体制の構築と安全管理マニュアル・クレドを作成し、周知徹底する。

各研修会、講習会においても、現在の社会常識、指導者の在り方などを踏まえた、現実的な危機管理プログラムを導入し、その徹底を図る。

【5】日中及び国際交流事業

- 1 少林寺拳法グループが日中国交正常化以来継続してきた日中交流事業を一層促進し、特に人材育成と人的交流に力を入れた活動を展開する。

(1) 訪中団派遣

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 事業名 | 「2017年 Shorinji Kempo 大学生拳士訪中団」(仮称) |
| 実施日 | 2017年8月下旬～9月上旬の一週間程度(予定) |
| 訪問地 | 北京市、河南省、その他 |
| 参加者 | 少林寺拳法を学ぶ大学生(数十名) |
| 内 容 | ①中国の大学生との交流活動
②現代中国の社会見学
③観光 |

(2) 訪日団受入

- | | |
|-----|--|
| 事業名 | 「河南省留学生OB訪日団」(仮称) |
| 実施日 | 2017年11月上旬(予定) |
| 訪問地 | 香川県、東京都、その他 |
| 参加者 | 少林寺拳法グループが受け入れた河南省留学生OBの有志約10名 |
| 内 容 | ①母校訪問、同窓会に出席
②少林寺拳法創始70周年記念イベントに参加
③観光 |

(3) 国内外の友好交流団体や個人との協力関係の維持・構築と情報収集

- ①中国関係機関・団体の訪日団を接待し、意見交換と情報収集を行う。
- ②中国大使大使館・領事館ほか日本駐在の中国関係機関・団体との相互交流を図る。

(4) 日中交流プロジェクト委員会による少林寺拳法グループの日中交流活動

- ①交流活動の実施
- ②広報活動の推進

2 海外に指導員・演武者等を派遣し、少林寺拳法の海外普及に貢献する。

(1) 日本武道代表団海外派遣

期 日 11月8日～15日(予定)
場 所 マレーシア クアラルンプール

【6】「遺す事業」及び「足場を固める事業」

この度少林寺拳法創始70周年を機に、50周年記念事業は一旦終結することとするが、「遺す事業」及び「足場を固める事業」については継続して取組むこととし、残余資産については引続き当法人にて管理して行く。

【7】理事会

- 1 期 日 年2回、および会長が必要と認めたとき
- 2 対 象 理事
- 3 内 容 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他

【8】評議員会

- 1 期 日 事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合開催
- 2 対 象 評議員
- 3 内 容 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他

【9】都道府県連盟・各連盟理事長会議

- 1 期 日 2017年 4月22日(土)
2017年10月 7日(土)
- 2 目 的 「会長の意思、組織の決定事項等の伝達、各連盟間の意思疎通、情報交換の場」
「各連盟からの意見・情報収集の場」とした会議とする。
- 3 対 象 都道府県連盟・各連盟理事長
- 4 内 容 (1) 議題審議
(2) 連絡・報告事項
(3) その他

【10】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業

- 1 各種研修会、講習会、合宿におけるVALUE-LEVEL-UPの講義
- 2 都道府県連盟・各連盟にVALUE-LEVEL-UP推進委員を設置し、地域ごとの啓発活動と監督の強化
- 3 都道府県連盟・各連盟における勉強会の開催支援
- 4 会報少林寺拳法における広報

【11】事業課活動の拡充

- 1 SHORINJI KEMPO UNITY 発行のガイドラインに準じた商標使用商品を会員や一般の人々に提供し、少林寺拳法の普及を図る。
 - (1) 少林寺拳法グループの各法人・団体の教材・袖章・各種DVDなどを提供する。
 - (2) 安全対策の一環として、少林寺拳法公認防具の普及を図る。
 - (3) 指導者の指導方法と拳士の技術上達に役立つ教材(書籍・DVD等)を提供する。
 - (4) その他少林寺拳法グッズの企画開発を推進し、販売の拡充を図る。

- 2 インターネットショッピングシステムのリニューアルに伴う企画開発を推進し、販売促進を図る。
- 3 大会及び各種行事における販売促進を図る。
- 4 少林寺拳法創始70周年記念事業に係る商品を企画開発し、記念事業の拡充を図る。